

議員提出第8号

新型インフルエンザ国内感染に対する国民の不安を取り除く対策を
求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成21年6月16日

提出者 吉川市議会議員 遠藤 義法

賛成者 吉川市議会議員 安田 真也

〃 互 金次郎

〃 稲垣 茂行

〃

〃

〃

吉川市議会議長 高崎 正夫 様

提案理由 口頭

新型インフルエンザ国内感染に対する国民の不安を取り除く対策を求める意見書

国内で人から人へとうつったと見られる新型インフルエンザの感染者が広がりました。国外で発生した新型インフルエンザが、検疫など水際対策をすり抜けて国内に波及することは予想されていたとはいえ、国内感染の広がりは急速です。さいわい新型インフルエンザの症状は軽いものが多く、従来の治療薬も効果がみられるものがあります。地域の保健体制や診察・医療の体制を整え、感染拡大を食い止めるとともに、国民の不安を取り除いていくことが重要です。

感染経路や感染の実態をつかむとともに、国民に正確な情報を伝え、落ち着いた冷静な対応ができるようにしていくことは、国と自治体の第一の仕事です。急速な国内感染の拡大に不安を募らせ、本来なら発熱した感染者が医療機関を受診する前に相談する「発熱相談センター」に電話が殺到しているところもありました。「発熱相談センター」の拡充は当然必要です。同時に、相談が殺到し、発熱した感染者の相談に支障をきたさぬよう、国や自治体が公報などを通じて情報を徹底し、「発熱相談センター」とは別の相談窓口を準備するなど検討すべきです。

本来各地に設けられている地域の保健所がこうした場合の対策にあたるべきですが、政府が強行した保健所の統廃合で1997年には全国で706あったのが2008年には517に大幅に減っており、きめ細かい対応ができなくなっています。体制の強化は急務であり、国・自治体の総力をあげた対応が不可欠です。

政府の対策では、発熱などの症状が出た感染者は、まず「発熱相談センター」に電話で相談し、その指示で「発熱外来」を受診、新型インフルエンザと確認されれば感染を広げないため周りより気圧が低い「陰圧病床」を備えた専門の病院に入院することになっています。ところが医師不足や公立病院の廃止などで、「発熱外来」や専門の病床が不足していることが国民の不安を募らせています。「発熱外来」設置は全国で約800箇所といわれ、これでは国内での急速な感染拡大に対応できません。政府は財政的な対策もとって診察・医療体制を拡充し、国民の不安を解消すべきです。

今回の新型インフルエンザは軽症の人が多いが、今回は軽くても、次はもっと毒性が強いインフルエンザが広がることも想定し、対策の強化を図るべきです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成21年6月16日

埼玉県吉川市議会

提出先

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣